

JMRC東北レース共済運営細則

JMRC東北モータースポーツ共済会規定に基づき細則を定める。

第1条 拠出金の金額

東北で開催されるレース競技会（JAF公認）に関わる者
参加者及び参加者の所属員：1大会 1名 200円

第2条 適用

今制度は申請した大会のみ対象とする、いわゆる掛け捨てとする。

第3条 人身事故への給付（見舞金）と制限

1. 同一年度内1人に対し最高限度額は200万円とする。
2. 公式練習を含み所属員が加害者となる事故に対し、1事故1名に付き200万円を限度とする。
但し、事故の被害者がJMRC東北の共済加入者である場合等は重複して支払われることは無い。
尚、同一年度内の上限も同額とする。

第4条 給付の申請

所定の用紙に正しく記載し申し込むこと。

添付書類：事故報告書・現場の見取り図・一般車両の場合は事故証明、見積書、写真、請求書、示談書、領収書のコピー等、オーガナイザーの用意した、共済申込書を参照の事。

第5条 本制度の施行と期限

本制度は期間において詳細を検討し見直しをするものとする。

2025年2月16日改正